

第5号様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	令和3年度 清須市学校給食アレルギー対応検討会
開催日時	令和3年6月29日（火） 午後3時30分から午後4時30分まで
開催場所	清須市学校給食センター 2階 研修室
議題	1 あいさつ 2 議 題 （1）委員長及び副委員長の互選について （2）学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方について （3）学校給食における食物アレルギー対応食の状況について （4）学校給食における食物アレルギー対応食提供の進め方について （5）食物アレルギー対象児童・生徒の保護者配付資料について 3 その他
会議資料	資料1 清須市学校給食アレルギー対応検討会設置要綱 資料2 学校給食アレルギー対応検討会委員名簿 資料3 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方 資料4 学校給食におけるアレルギーに関する集計表 資料5 学校給食におけるアレルギーに関する原因食品集計表 資料6 学校給食における食物アレルギー対応食提供の進め方について 資料7 食物アレルギー対象児童・生徒の保護者配付資料の変更について
公開・非公開の別 （非公開の場合はその理由）	公開
傍聴人の数 （公開した場合）	0人
出席委員	22人 ○委員長 青木委員（桃栄小学校長） ○副委員長 櫻井委員（清洲小学校保護者代表） ○医師 山田委員（山田医院医師） ○学校長の代表 山下委員（清洲小学校）、天埜委員（西枇杷島中学校）及び柴田委員（春日中学校）

	<p>○保護者の代表 小宮委員（西枇杷島小学校）、石川委員（古城小学校）、前田委員（清洲東小学校）、丸山委員（新川小学校）、早川委員（星の宮小学校）、尾ヶ口委員（春日小学校）、藤田委員（清洲中学校）、臼井委員（新川中学校）及び中江委員（春日中学校）</p> <p>○養護教諭の代表 山本委員（清洲東小学校）、河口委員（春日小学校）及び臼ヶ谷委員（新川中学校）</p> <p>○給食主任の代表 中尾委員（西枇杷島小学校）、宮田委員（新川小学校）、手崎委員（星の宮小学校）及び柴山委員（清洲中学校）</p>
欠席委員	<p>3人 近藤委員（桃栄小学校保護者代表）、幅委員（西枇杷島中学校保護者代表）及び伊藤委員（古城小学校栄養教諭）</p>
出席者（市）	<p>2人 ○教育委員会事務局教育部学校教育課 齋藤教育長及び瀬尾学校教育課課長補佐（代理出席）</p>
事務局	<p>3人 ○学校給食センター管理事務所 吉田学校給食センター管理事務所長、新栄養教諭及び大音楽教諭</p>
<p>会議の経過 (進行 吉田管理事務所長)</p> <p>○連絡事項</p> <p>1 あいさつ 齋藤教育長あいさつ</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 委員長及び副委員長の互選について（資料1及び資料2参照） ○委員長に青木委員（桃栄小学校長）を互選した。 (青木委員長あいさつ) (進行 吉田管理事務所長⇒青木委員長)</p> <p>○副委員長に櫻井委員（清洲小学校保護者代表）を互選した。 (櫻井副委員長あいさつ)</p> <p>(2) 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方について（資料3参照） (資料3に基づき、吉田管理事務所長説明)</p> <p>○質疑応答なし</p>	

(3) 学校給食における食物アレルギー対応食の状況について（資料4及び資料5参照）

（資料4及び資料5に基づき、大音栄養教諭説明）

○質疑応答なし

(4) 学校給食における食物アレルギー対応食提供の進め方について（資料6参照）

（資料6に基づき、新栄養教諭説明）

○質疑応答なし

(5) 食物アレルギー対象児童・生徒の保護者配付資料について（資料7参照）

（新栄養教諭より、来年度から食物アレルギー対象児童・生徒の保護者配付資料を資料7のとおり変更したい旨を説明）

○質疑応答

・吉田管理事務所長

新栄養教諭の説明のとおり、給食センターではこのような変更をしていきたいと考えていますが、山田委員、いかがでしょうか。

・山田委員（山田医院医師）

新たに変更予定の資料については、食品表示基準で定められている品目で一覧となっているので、今までのような分厚い資料を保護者が見ることを思うと見やすくして良いと思います。ただ、食物アレルギーは個人、個人でバラバラですので、これを持って食物アレルギーの子供たち全員が網羅されることは無いので、そういったケースは学校生活管理票などにより学校と保護者で対応していく必要があるかと思います。大半のご家庭は、新たな資料の方がわかりやすいのではないかと思います。

あと、この表の中に学校給食では出ない、アワビやいくらなどの記載がされているので、それは省略なり、表の後ろの方にするか良いのではないかと思います。

・櫻井副委員長（清洲小学校保護者代表）

アレルギー対応の原則の関係で確認したいのですが、卵と乳アレルギーの対象者は、給食で対応が可能ということで、それ以外にアレルギーのある子供は、このアレルギーの資料を確認して、自分で除去したり、その料理は食べないなどを選択するために活用するものですか。

・吉田管理事務所長

その通りです。

・櫻井副委員長（清洲小学校保護者代表）

あと、アレルギーをお持ちの子供さんのいる保護者の相談窓口のような所は

あるのでしょうか。

- ・山田委員（山田医院医師）

アレルギーをお持ちの子どもについては、外来診察において、医師と本人、保護者による診察を行い、医師が作成した非常に細かい内容の指示書を学校に提出して、これに基づき学校生活における対応をしていただくこととなります。

- ・石川委員（古城小学校保護者代表）

この間の給食で、めひかりのフライが出た時がありましたが、献立表では魚卵の有無が確認できません。事前に魚卵の有無しが解ると良いのですが。

- ・山田委員（山田医院医師）

給食に出る魚料理で魚卵が入る可能性というのは、あるのでしょうか。

- ・新栄養教諭

基本的に一匹サイズで出る魚に魚卵があるかどうかというのは不明です。今回のめひかりについても製造元に確認はしておりますが、魚卵の入っている可能性はないとは言い切れないとの回答でした。ですので、切り身ではない魚には魚卵が入っている可能性はあるとの認識になるかと思えます。

- ・石川委員（古城小学校保護者代表）

今回、子供の魚卵の除去が解除となり、学校にも報告してあったのですが、摂取をしなかったということがあったため、このようなご質問をさせていただきました。

- ・山田委員（山田医院医師）

学校側としては、最悪の状況を避けるという判断で、子供さんに摂取を控えさせた事例かと思えます。

- ・櫻井副委員長（清洲小学校保護者代表）

このような事案を学校側とコミュニケーションをとって良い方向に改善して行ってほしいと思えます。

- ・石川委員（古城小学校保護者代表）

現在提供していただいている資料についてですが、確かにすごい量なんですが、細かいところまでわかるので保護者として安心ができます。

- ・丸山委員（新川小学校保護者代表）

確認ですが、来年度からは資料の特定原材料等一覧表と献立表のみになるということでしょうか。

- ・新栄養教諭

そういった想定をしています。

- ・丸山委員（新川小学校保護者代表）

今までの配付資料がなくなるのには不安があります。石川委員がおっしゃられたように、今の配付資料は細かいところまでわかるので助かっています。

- ・新栄養教諭

これまで、業者からの細かな配分表を保護者の方にそのまま配布することで、負担をおかけしていたところですが、今回新たにこのような表を作成す

ることで、栄養士の責任も大きくなると思っております。細かな成分までの確認を希望される場合は、お電話で問い合わせいただければ、お答えさせていただきます。国・県の考え方も資料の特定原材料等一覧表で対応可能であるとされていることから、これを提案させていただいております。

・山田委員（山田医院医師）

給食センターも保護者の方も事故が起こらないことを一番に考えておられると思います。新たな資料しか出さないということではなく、保護者の不安は十分理解できますので、必要な方にはこれまでの資料提供を継続するような折衷案的なものを、まだ時間がありますので、検討していったらどうでしょうか。

・前田委員（清洲東小学校保護者代表）

私は、現在配付の資料をいただくことで、安心される保護者の方がおられる以上、それをゼロにするのはどうかと思います。山田先生がおっしゃられるように継続していく方向を模索していただければと思います。

・新栄養教諭

多くのご意見をいただきまして、ありがとうございます。委員の皆さんのご意見を参考に給食センターで検討していきたいと思っております。

・青木委員長（桃栄小学校長）

それでは皆様、食物アレルギー対象児童・生徒の保護者への配付資料については、今回の意見を参考に事務局で検討していただくことで、この議題は終了させていただきます。

3 その他

・吉田管理事務所長

先ほどの議題（5）の食物アレルギー対象児童・生徒の保護者配付資料については、新栄養教諭の話のとおり、再度検討させていただきます。検討に当たりましては、対象の保護者の方に個別にご意見を伺うこともあるかもしれません。その節は、よろしく申し上げます。

○閉会（午後4時30分）

会議の結果	会議の経過に示したとおり
問い合わせ先	教育委員会事務局教育部学校給食センター管理事務所 052-400-7925